

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

奈良国民年金 事案 757

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月まで

申立期間当時は学生であった。国民年金の加入手続や保険料の納付については母に任せていたが、母が家族の保険料と一緒に私の保険料を納付しているはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 12 月 9 日に払い出されていること、及び申立人は申立期間当時学生であったが、申立人が所持している年金手帳を見ると、強制被保険者となっていることが確認できることから判断すると、申立人に対し、申立期間の保険料の納付書が送付されていたものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、自分と夫と娘の保険料を納付した記憶があるとしており、申立期間以外に親子 3 人の保険料を納付する期間が無いこと、及び申立期間当時申立人と同居していた両親は当該期間の保険料を現年度納付していることを勘案すると、申立期間について、申立人の保険料も納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立期間は 8 か月と短期間であり、また、申立人の両親は、申立期間当時事業を営んでおり、自分たちの保険料を数か月まとめて納付するなど、申立人の保険料を納付する資力は十分あったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月まで

昭和 39 年ごろ、両親から家計を任されたのを契機に、夫婦一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を 2 年分さかのぼって納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳によると、申立期間直後である昭和 38 年度の申立人の国民年金保険料は、昭和 39 年 3 月 9 日に一括して納付されていることが確認できる上、申立人夫婦は、その時点でさかのぼって保険料を納付することができた申立期間の保険料をそれぞれ納付したが、それ以前の 1 年程度の期間は時効により納付することができなかつたとしており、その主張は具体的であり、不自然なところはみられない。

また、申立人は市役所で保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、A 市では「当時、市役所内に B 銀行の銀行員が来ていた。過年度保険料を納付することは可能であり、近くの郵便局を紹介することもあった。」と述べている上、当該銀行によると、「当時、当行の行員を当該市役所に派出しており、国庫金を収納することもあった。」としていることから、その主張に不自然なところはみられない。

さらに、申立人は、申立期間及び昭和 39 年 3 月 9 日時点で時効により納付することができなかつた 9 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かつたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月まで

昭和 39 年ごろ、夫の両親から家計を任されたのを契機に、夫婦一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を 2 年分さかのぼって納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳によると、申立期間直後である昭和 38 年度の申立人の国民年金保険料は、昭和 39 年 3 月 9 日に一括して納付されていることが確認できる上、申立人夫婦は、その時点でさかのぼって保険料を納付することができた申立期間の保険料をそれぞれ納付したが、それ以前の 1 年程度の期間は時効により納付することができなかつたとしており、その主張は具体的であり、不自然なところはみられない。

また、申立人は市役所で保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、A 市では「当時、市役所内に B 銀行の銀行員が来ていた。過年度保険料を納付することは可能であり、近くの郵便局を紹介することもあった。」と述べている上、当該銀行によると、「当時、当行の行員を当該市役所に派出しており、国庫金を収納することもあった。」としていることから、その主張に不自然なところはみられない。

さらに、申立人は、申立期間及び昭和 39 年 3 月 9 日時点で時効により納付することができなかつた 9 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かつたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年4月30日から同年5月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社の記録が1か月欠落しているとの回答を得た。同社には、昭和26年4月に入社し、申立期間中も継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年4月に同社C支店から同社本店D課に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、申立人のA社における資格取得日は、同社C支店の資格喪失日と同日の昭和29年4月30日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年5月の社会保険事務所（当時）の記録及び28年11月1日から29年4月30日までの期間に適用された標準報酬月額等級表から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月30日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、1か月間の記録が欠落しているとの回答を得た。

A社を平成4年11月30日に退職し、翌日の同年12月1日に関係法人であるB社に転籍した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及びA社からの回答により、申立人が同社に継続して勤務し（平成4年12月1日に同社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日がC健康保険組合及びD厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日となっており、C組合、D基金及び社会保険事務所のそれぞれが誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成4年11月30日を資格喪失日として届け、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月16日から同年6月1日まで

昭和26年4月にA社に入社し、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、自分の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、B地区からC地区に転勤した時の記録が2か月抜けている。A社を退職することなく継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務していた（昭和27年4月15日に同社D支社から同社D支社E支部に異動）ことが認められる。

また、申立人は、人事記録により昭和27年4月から同年12月まで、同社D支社E支部に勤務していたことが認められるところ、厚生年金保険の被保険者記録では、同年6月1日から同年12月1日までの期間は、A社において被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、申立人のA社における資格取得日は、A社D支社の資格喪失日と同日の昭和27年4月16日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和43年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月21日から同年3月20日まで
年金記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者期間が1か月欠落しているとの回答を得た。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和43年2月21日に同社C工場で被保険者資格を喪失し、同年3月20日に同社B工場において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、実際の異動については「D営業所からE営業所への異動であった。」としている。このことについて、事業主は「申立期間当時は、同一地域の営業所等をまとめて拠点となる工場で厚生年金保険の事務手続が行われていたと思われる。」としている。

さらに、申立人は、同社B工場における資格取得日である昭和43年3月20日より前の同年3月9日にF県G市に転入していることが戸籍の附票から確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、申立人の同社B工場における資格取得日については、昭和43年2月21日と認める

ことができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

奈良国民年金 事案 760 (事案 492 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 37 年 1 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 37 年 1 月から 41 年 3 月まで

昭和 36 年 12 月に A 町役場 (現在は、A 市役所) にて異動証明書をもらい、37 年 1 月に B 市の C というアパートに転居したことを届けた。A 町にいた時は、同居していた母親が大家のところのおばあさんに保険料を支払っていた。B 市に引っ越してからは、家賃、電気代、水道代及び年金保険料は、アパート 1 階の管理人が集金に来ており、保険料を納付していた。年 1 ~ 2 回は管理人から押印された帳面を見せてもらっていた。

しかし、前回の申立てについては、申立てが認められないとの回答であったが、今回、昭和 37 年 1 月に B 市のアパートに転居した時の契約書等を新たに提出するので再度審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 社会保険事務所 (当時) が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 4 月 20 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、この時点で申立期間①及び②の一部である 36 年 4 月から 38 年 12 月までの保険料は時効により納付することはできないこと、ii) 申立人が A 町から B 市に転出したのは 37 年 1 月であると主張しているが、申立人に係る戸籍の附票では A 町から B 市への転出は 42 年 7 月 12 日になっており、それ以前の期間は国民年金保険料を B 市で納付することはできず、B 市が保管する国民年金被保険者台帳の保険料記録欄においても、昭和 41 年度から 45 年度までは

「12」と記載があり納付していることが確認できることに対して、36年度から40年度までは空欄であることから、申立人の主張する37年1月に転出したB市で納付したとする申立期間②の保険料は納付されていないことが確認できること、iii) 国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されており、併せて納付したとする申立人の妻の保険料納付は、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳の記録では申立人と同月の41年4月からとなっていること等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②の当時、住民票もA町からB市に異動し、国民年金保険料をB市で納付可能であった証拠として、B市内の貸室を昭和37年1月9日付で契約したことを示す契約書、38年*月*日に出生した長男に係るD市長名の記された出生届出済証明（妊婦及び子の保護者欄の居住地がB市となっている）及びB市長名の記された種痘済証、急性灰白髄炎予防接種済証等を新たに提出し再申立てを行った。

しかし、i) 貸室の契約に当たっては必ずしも貸室所在地に住民登録をしていることが求められるものではないこと、ii) 出生届出済証明の記載には「居住地」との記載はあるものの、これが住民登録のある住所地をさすものか否かについては、現在、D市及び法務局では確認ができないこと、iii) 急性灰白髄炎等の予防接種については、住民票のある市町村からの依頼書等により他の市町村でも接種可能であったこと等から、現在戸籍の附票で確認できる昭和42年7月12日より以前にB市に住民登録していたことの確認ができる資料とは認められない。

このことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から平成元年 3 月までの期間、11 年 9 月、13 年 1 月から同年 4 月までの期間及び同年 6 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月から平成元年 3 月まで
② 平成 11 年 9 月
③ 平成 13 年 1 月から同年 4 月まで
④ 平成 13 年 6 月から同年 10 月まで

申立期間①について、私は、大学在学中であったが、20 歳になった昭和 55 年*月に、母親が、国民年金に加入するのは義務だと言って私を加入させた。保険料は、婦人会の集金で納付していたことを記憶している。

申立期間②、③及び④について、私は、転居してからは納付を中断していた時期もあったが、市役所の職員と相談し、当該期間の保険料を納付した記憶があり、未納は無いはずである。

申立期間①、②、③及び④について、未納とされていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 64 年 1 月 6 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、その時点において、申立期間①の一部である 61 年 10 月より前の期間の保険料は、時効により納付することができない上、この払出しより前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、大学在学中に、母親が「国民年金に加入するのは義務だ。」と言って自分を国民年金に加入させたと述べているが、その母親は、申立人の国民年金への加入手続の時期や方法などについての具体的な記憶は

なく、「大学を卒業して実家に帰って来てから保険料納付を始めたと思う。」としている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付については、母親に任せていたと述べており、申立人自身はこれに関与しておらず、具体的な状況が不明である。

加えて、申立期間①は 103 か月と長期間にわたっている上、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②、③及び④について、申立人は、「保険料納付を中断していた時期もあったが、市役所の職員と相談の上、当該未納期間分の保険料を市役所で納付した。」と述べているところ、オンライン記録によれば、納付を中断していたとみられる平成9年10月から11年8月までの保険料については、11年10月から13年9月にかけて過年度納付していることが確認でき、当該期間については、申立人の主張にあるような保険料納付の方法であったことがうかがえる。

しかしながら、申立期間②と③及び③と④に挟まれたそれぞれの期間の保険料について、オンライン記録によりその納付方法を見ると、未納となっていた平成9年10月から11年8月までの保険料を過年度納付するのにあわせて現年度納付していることが確認でき、申立期間②、③及び④については、現年度納付を行うなかで、納付を中断していた期間とは別に、新たに生じた未納期間であるものと考えられることから、申立人の主張する納付方法と整合しない。

また、申立人と妻は、納付年月日の記録がある期間については、いずれも夫婦同一日に納付している記録となっているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと考えられるところ、申立期間②、③及び④については、妻も未納である。

さらに、申立期間②、③及び④については、いずれも短期間であるが近接する時期であり、これだけの回数の事務処理を行政側が頻繁に誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金に加入後は、毎月の保険料を集金で納付していたが、その集金人から、国民年金制度は昭和 36 年から始まったと聞き、区役所で夫の保険料と一緒に一括して納付した記憶がある。

申立期間について、未納とされていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度は昭和 36 年から始まったと集金人から聞き、夫の未納保険料と一緒に、自分の保険料も区役所で一括納付したとしているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で 41 年 6 月 1 日に払い出され、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができないことを踏まえると、申立期間の保険料を納付するには、時期を限って実施された特例納付制度を利用する必要があるものと考えられ、これについては、納付時期や納付金額、納付方法などを具体的に把握する必要があるが、申立人は、平成 21 年 9 月に死亡し当時の状況を聴取することができないため、保険料納付の時期が特定できず、一括で納付したとする保険料の額や方法が不明であることなどから、当該制度を利用して納付したとまでの推認はできない。

また、申立期間の保険料を納付したとする区役所では、制度上、過年度保険料を収納することができず、当時、申立人が居住していた区の広報紙においても、最寄りの郵便局、銀行で保険料を納付するように案内していること

が確認できることから、過年度にあたる申立期間の保険料を区役所で納付したとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 6 月 1 日より前に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号の払出しがないかどうか、オンライン記録をもとに氏名検索を行ったが、申立人に該当する記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、夫の会社の社宅に入居していた昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料を、私より 10 歳ぐらい年上の役場の女性集金人に支払っていた。

昭和 47 年 4 月ごろに自宅を新築し、その時からの記録しかなく、申立期間の記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が勤務する会社の社宅に入居していた昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで、集金人の女性に保険料を納付していたとしているが、国民年金への加入手続や申立期間の保険料納付に関する記憶が定かでなく、加入手続や保険料納付の具体的な状況が明らかでない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 6 月 8 日に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間の一部である 45 年 3 月より前の期間の保険料は、時効により納付することができない上、この払出しより前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 39 年 2 月 5 日から 43 年 11 月 26 日までは申立てにある社宅が所在する A 県 B 町ではなく C 市 D 区で住民登録をしていたこと、及び 45 年 7 月 1 日から 46 年 7 月 1 日までは厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、申立期間には、役場の集金人に保険料を納付したとは考え難い期間が含まれている。

加えて、申立人は、国民年金に加入した当初の保険料額は月額 550 円であったと述べているが、この金額は、加入記録のある昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの月額保険料の 450 円に近似し、同年 7 月から 48 年 12 月までの月額

保険料額に一致しており、申立期間当初の法定保険料と相違している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 39 年 3 月まで

私が 20 歳の時に義姉が国民年金に加入してくれた。初回の保険料は義姉が納付してくれ、その後の保険料は私が納付した。A社に勤務している時から国民年金保険料を納付しており、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の時に義姉が国民年金に加入してくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 4 月 22 日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、初回の保険料を納付してくれたとする申立人の義姉からは、申立人の国民年金の加入手続及び初回の保険料の納付についての具体的な証言が得られないことから、申立人の国民年金の加入状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 7 月 10 日まで
② 昭和 36 年 4 月 29 日から 40 年 1 月 21 日まで

脱退手当金を受給した記憶は無く、受給したとされる日は、大変忙しくしていた時期であり受け取りに行く余裕は無かったので、調査の上、脱退手当金の支給記録を取り消してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

申立期間①について、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和34年8月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

申立期間②に係る事業所において、脱退手当金の支給記録が確認でき、連絡が取れた同僚は「事業所が脱退手当金の代理請求をしていた。」としていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月ごろから 47 年 10 月 1 日まで
私は、A社において1年半ほど勤務した。厚生年金保険の記録が昭和 47 年 10 月以降約半年しか確認できないのは納得できない。
面接を受けた時期が少し肌寒くなり始めた秋口だったことを記憶しているので、おそらく入社は昭和 46 年秋頃であったと思う。
私が申立期間に在籍していたことを証言してくれる後輩がいるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の代表取締役が保管する申立人から提出された履歴書の記載内容から、申立人が同社に入社したのは、少なくとも昭和 47 年 6 月以降であることが確認できる。

また、申立期間当時に同社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人が申立期間において同社に在籍していたとする証言がある一方で、自身の入社日を昭和 47 年 5 月 1 日とする同僚は、申立人の入社の日付について「私より後に入社したので、46 年 10 月からの勤務は不可能ではないか。」と証言しており、その他の同僚からも申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除を推認できる証言を得ることができなかった。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和 47 年 10 月 1 日と記録されており、申立期間であるそれ以前の 1 年間において、申立人の記録は確認できない上、欠番や修正の跡など不自然な点は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 23 日から 37 年 10 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、B共済組合に加入する前の昭和 36 年 12 月 23 日から 37 年 10 月 1 日までの期間について厚生年金保険の記録が無い。人事記録を提出するので、調査して厚生年金保険の記録として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立人が申立期間においてA社に勤務していたとの回答が得られた。また、申立人が保管していた自身の人事記録の写しにより、申立期間のうち昭和 36 年 12 月 23 日から 37 年 3 月 31 日までは事務補助員として、同年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までは臨時補充員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、平成 8 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、C社D支社及びA社には申立期間当時の資料は残っておらず、申立人が氏名を挙げた同僚は「申立期間当時、A社は厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と述べている。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間について、A社に勤務したにもかかわらず、この期間について、厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

B組合の組合員台帳から、申立人は、昭和 42 年 1 月 1 日から 63 年 3 月 31 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間の直前まで厚生年金保険の被保険者であった者 4 人のうち、事業主を除く申立人を含む 3 人について、昭和 59 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できること、及び申立人に係る雇用保険の離職年月日は同年 5 月 31 日であり、異なる行政機関への届出が一致していることを勘案すると、事業主が喪失手続後も厚生年金保険料の控除を続けていたとは考え難い。

また、A社において、B組合の国民健康保険と厚生年金保険の手続について、一体として執り行っていたことがうかがえる状況は確認できず、制度上は、異なる窓口で手続を行うことを踏まえると、B組合の被保険者記録が継続していることをもって、申立期間の厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認することはできない。

さらに、申立期間について、厚生年金保険の被保険者は、事業主のみであり、その者からは、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況、手続等に関する証言を得ることはできなかった。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない上、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 4 年 5 月 1 日から同年 5 月 6 日まで

私は、A社を平成 4 年 4 月末日で退職したため、厚生年金保険の資格喪失日は、同年 5 月 1 日となるはずである。

また、B社では、ゴールデンウィークのため、平成 4 年 5 月 6 日より勤務したが、同年 5 月 1 日付けで採用されたため、資格取得日は、同年 5 月 1 日となるはずである。

厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管している退職金計算書によると、申立人は、同社を平成 4 年 4 月 28 日に退職したことが確認でき、これは、雇用保険の離職年月日と合致する上、厚生年金保険法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることを踏まえると、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日は、オンライン記録のとおり、同年 4 月 29 日となり、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、同社の業務統括部は、「当社が保管している申立人に係る退職金計算書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書からみて、平成 4 年 4 月 29 日が祝日であったため、申立人の退職年月日が同年 4 月 28 日となり、退職日の翌日である同年 4 月 29 日を資格喪失日とした取扱いをしていたことから、同年 4 月分の厚生年金保険料は、給与から控除していなかったと思われる。」と回答している。

さらに、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認

通知書によると、同社の事業主により、申立人が同社で平成4年4月29日に資格喪失した旨の届出が同年5月8日に行われたことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B社が保管している雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)によると、同社で申立人が被保険者となった日は平成4年5月6日となっており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者の資格取得日と合致している。

また、申立人が、申立期間②について、同社に在籍していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②について、厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することはできない。